

令和元年7月
国 税 庁

「地方法人税に係る加算税の取扱いについて」の一部改正について（事務運営指針）

改正の趣旨

所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）により地方法人税法の一部が改正されたことに伴い、平成27年2月13日付課法2-1ほか3課共同「地方法人税に係る加算税の取扱いについて」（事務運営指針）について所要の改正を行うものです。